

平成 28 年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱（改正） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>平成 28 年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(補助目的及び補助事業)</p> <p>第 2 条 県は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる県づくりのため、別表第 1 に定めるあったかふれあいセンター（高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項に規定する「あったかふれあいセンター」をいう。）の施設整備事業（以下「補助事業」という。）に関して、市町村が実施する事業又は社会福祉法人、民間企業、特定非営利活動法人若しくはその他の法人が実施する事業に対し市町村が補助する事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第 3～5 条 省略</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第 6 条 第 1 項省略</p> <p>2 市町村は、第 2 条に規定する間接補助金を交付する場合（市町村が、県から交付を受けた補助金に加えて市町村の財源による上乗せ補助を行う場合を含む。以下同じ。）は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第 3 項省略</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p>第 12 条 市町村は、規則第 19 条第 1 項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械及び器具等（次項において「施設財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずること</p>	<p>平成 28 年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(補助目的及び補助事業)</p> <p>第 2 条 県は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる県づくりを目指し、高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項に規定する「あったかふれあいセンター」において、介護や認知症の予防対策、子育て支援、障害者サービスなどの提供機能の充実・強化のために行う施設の新設・改修事業（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第 3～5 条 省略</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第 6 条 第 1 項省略</p> <p>2 市町村は、第 2 条に規定する間接補助金を交付する場合（市町村が、県から交付を受けた補助金に加えて市町村の財源による上乗せ補助を行う場合を含む。）は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第 3 項省略</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p>第 12 条 事業実施主体は、規則第 19 条第 1 項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械及び器具等（次項において「施設財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることが</p>

ができる。

- 3 市町村は、取得財産等について、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 4 市町村は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条第1項の補助金実績報告書に別記第7号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 5 市町村は、第2条に規定する間接補助金を交付する場合、間接補助事業者に対して第1項から第4項までの条件を付さなければならない。

(繰越承認の申請)

第13条 市町村は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 市町村は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助金の交付申請を行う市町村に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 省略

附則

1 この要綱は、平成29年2月16日から施行する。

できる。

- 3 事業実施主体は、取得財産等について、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条第1項の補助金実績報告書に別記第7号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助金の交付申請を行う市町村に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 省略

別表第1（第2条、第3条関係）

1 補助事業	<p>あったかふれあいセンターにおいて、次の①～③に掲げるサービスを提供するために必要となる、あったかふれあいセンターの使用施設（新設又は改修（増築を含む））を行う事業のうち、下記の（1）～（3）の要件をすべて満たすもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護予防プログラムの提供</td> <td>介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。</td> </tr> <tr> <td>② 認知症カフェの開催</td> <td>認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。</td> </tr> <tr> <td>③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供</td> <td>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1）当該施設において、①～③に掲げるサービスのうち2以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。ただし、当該施設がサテライトとして使用される施設である場合には、①～③に掲げるサービスのうち1以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。 なお、いずれの場合においても、施設整備に係る工事完了の翌年度までにサービス提供を開始すること。</p> <p>（2）施設を新設する場合には、福祉避難所として指定すること。福祉避難所の指定状況が確認できる書類を提出することとし、福祉避難所の指定が翌年度以降となる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。</p> <p>（3）他の補助金等を活用できる事業については、その補助金等の充当残額相当部分に限り本事業の対象とする。</p>	事業	事業の概要	① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。	② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。	③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。
事業	事業の概要								
① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。								
② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。								
③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。								
2 補助対象経費	<p>補助事業の実施に必要な工事費及び工事請負費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる施設購入費等を含む。）並びに実施設計に要する経費 ただし、次の（1）及び（2）に掲げる経費は補助対象としない。</p> <p>（1）用地取得又は補償に要する経費 （2）用地の整地に要する経費</p>								
3 補助基準額	<p>整備拠点 1事業所あたり 22,000千円以内（新設） 11,000千円以内（改修（増築を含む））</p>								
4 補助率	2分の1								
5 交付額の算定方法	補助基準額と補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。								

別表第1（第2条、第3条関係）

1 補助事業	<p>あったかふれあいセンターにおいて、次の①～③に掲げるサービスを提供するために必要となる、あったかふれあいセンターの使用施設（新設又は改修（増築を含む））を行う事業のうち、下記の（1）～（3）の要件をすべて満たすもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護予防プログラムの提供</td> <td>介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。</td> </tr> <tr> <td>② 認知症カフェの開催</td> <td>認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。</td> </tr> <tr> <td>③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供</td> <td>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1）当該施設において、①～③に掲げるサービスのうち2以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。ただし、当該施設がサテライトとして使用される施設である場合には、①～③に掲げるサービスのうち1以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。 なお、いずれの場合においても、平成29年度までにサービス提供を開始すること。</p> <p>（2）施設を新設する場合には、福祉避難所として指定すること。福祉避難所の指定状況が確認できる書類を提出することとし、福祉避難所の指定が翌年度以降となる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。</p> <p>（3）他の補助金等を活用できる事業については、その補助金等の充当残額相当部分に限り本事業の対象とする。</p>	事業	事業の概要	① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。	② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。	③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。
事業	事業の概要								
① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。								
② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。								
③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。								
2 補助対象経費	<p>補助事業の実施に必要な工事費及び工事請負費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる施設購入費等を含む。）並びに実施設計に要する経費 ただし、次の（1）及び（2）に掲げる経費は補助対象としない。</p> <p>（1）用地取得又は補償に要する経費 （2）用地の整地に要する経費</p>								
3 補助基準額	<p>整備拠点 1事業所あたり 22,000千円以内（新設） 11,000千円以内（改修（増築を含む））</p>								
4 補助率	2分の1								
5 交付額の算定方法	補助基準額と補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。								

別表第2 省略

第1号様式及び別紙1-1、1-2 省略

別紙1-3

平成28年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費事業実施計画書
市町村名：

あつたかふれあいセンター の現状と課題	
課題解決に向けた今後の取 組と方向性	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	

別表第2 省略

様式第1号様式及び別紙1-1、1-2 省略

別紙1-3

平成28年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費事業実施計画書
市町村名：

あつたかふれあいセンター の現状と課題	
課題解決に向けた今後の取 組と方向性	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	

整備を行う施設の概要	
施設整備の実施主体	
事業予定地（所在地）	
施設 の 名 称	
新 設 ・ 改 修 の 別 新 設 ・ 改 修	
※新設の場合は福祉避難所の指定年月を記載 平成 年 月	
建 物 の 構 造 () 造 () 階 建	
建 物 の 面 積 建築面積：() m ² 延床面積：() m ² ※同一建物の中にあつたかふれあいセンター事業以外の施設等 が併設される場合 うち、あつたかふれあいセンター事業部分の延床面積：() m ²	
敷 地 面 積 () m ²	
建 物 の 所 有 関 係 建物の所有(予定)者：() ※改修の場合 取得状況：()	
敷 地 の 所 有 関 係 敷地の所有者：() 取得状況：()	
整備費 内訳	工 事 費
	その他
	計
財源内 訳	市 町 村 負 担 金
	県補助金
	その他
	計
施工計 画	契 約 年 月 日
	着工予定年月日
	完成予定年月日
その他共用施設の設備状況	※具体的な内容と面積を記入してください。
消防用設備	

(注) 次に掲げる資料を添えてください。

- 1 当該あつたかふれあいセンターの所在地を示す地図並びに平面図
- 2 補助事業の工程表（間接補助金の場合は間接補助事業の工程表）
- 3 市町村の歳入歳出予算書抄本

整備を行う施設の概要	
事業予定地（所在地）	
施設 の 名 称	
新 設 ・ 改 修 の 別 新 設 ・ 改 修	
※新設の場合は福祉避難所の指定年月を記載 平成 年 月	
建 物 の 構 造 () 造 () 階 建	
建 物 の 面 積 建築面積：() m ² 延床面積：() m ² ※同一建物の中にあつたかふれあいセンター事業以外の施設等 が併設される場合 うち、あつたかふれあいセンター事業部分の延床面積：() m ²	
敷 地 面 積 () m ²	
建 物 の 所 有 関 係 建物の所有(予定)者：() ※改修の場合 取得状況：()	
敷 地 の 所 有 関 係 敷地の所有者：() 取得状況：()	
整備費 内訳	工 事 費
	その他
	計
財源内 訳	市 町 村 負 担 金
	県補助金
	その他
	計
施工計 画	契 約 年 月 日
	着工予定年月日
	完成予定年月日
その他共用施設の設備状況	※具体的な内容と面積を記入してください。
消防用設備	

(注) 次に掲げる資料を添えてください。

- 1 当該あつたかふれあいセンターの所在地を示す地図並びに平面図
- 2 補助事業の工程表（間接補助金の場合は間接補助事業の工程表）
- 3 市町村の歳入歳出予算書抄本

第2号様式及び別紙2-1、2-2 省略

別紙2-3

平成28年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費事業実施計画書（変更）

市町村名： _____

あったかふれあいセンター の現状と課題	
課題解決に向けた今後の取 組と方向性	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	

第2号様式及び別紙2-1、2-2 省略

別紙2-3

平成28年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費事業実施計画書（変更）

市町村名： _____

あったかふれあいセンター の現状と課題	
課題解決に向けた今後の取 組と方向性	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	
提供を予定するサービスの種別	※別表第1 1欄①～③より選択
サービス提供開始年月日	
内 容	

整備を行う施設の概要	
施設整備の実施主体	
事業予定地（所在地）	
施設 の 名 称	
新 設 ・ 改 修 の 別 新 設 ・ 改 修	
※新設の場合は福祉避難所の 指定年月を記載 平成 年 月	
建 物 の 構 造 () 造 () 階 建	
建 物 の 面 積 建築面積：() m ² 延床面積：() m ² ※同一建物の中にあつたかふれあいセンター事業以外の施設等 が併設される場合 うち、あつたかふれあいセンター事業部分の延床面積：() m ²	
敷 地 面 積 () m ²	
建 物 の 所 有 関 係 建物の所有(予定)者：() ※改修の場合 取得状況：()	
敷 地 の 所 有 関 係 敷地の所有者：() 取得状況：()	
整備費 内訳	工 事 費
	その他
	計
財源内 訳	市 町 村 負 担 金
	県補助金
	その他
	計
施工計 画	契 約 年 月 日
	着工予定年月日
	完成予定年月日
その他共用施設の設備状況	※具体的な内容と面積を記入してください。
消防用設備	

- (注) 次に掲げる資料を添えてください。
- 1 当該あつたかふれあいセンターの所在地を示す地図並びに平面図
 - 2 補助事業の工程表（間接補助金の場合は間接補助事業の工程表）
 - 3 市町村の歳入歳出予算書抄本

整備を行う施設の概要	
事業予定地（所在地）	
施設 の 名 称	
新 設 ・ 改 修 の 別 新 設 ・ 改 修	
※新設の場合は福祉避難所の 指定年月を記載 平成 年 月	
建 物 の 構 造 () 造 () 階 建	
建 物 の 面 積 建築面積：() m ² 延床面積：() m ² ※同一建物の中にあつたかふれあいセンター事業以外の施設等 が併設される場合 うち、あつたかふれあいセンター事業部分の延床面積：() m ²	
敷 地 面 積 () m ²	
建 物 の 所 有 関 係 建物の所有(予定)者：() ※改修の場合 取得状況：()	
敷 地 の 所 有 関 係 敷地の所有者：() 取得状況：()	
整備費 内訳	工 事 費
	その他
	計
財源内 訳	市 町 村 負 担 金
	県補助金
	その他
	計
施工計 画	契 約 年 月 日
	着工予定年月日
	完成予定年月日
その他共用施設の設備状況	※具体的な内容と面積を記入してください。
消防用設備	

- (注) 次に掲げる資料を添えてください。
- 1 当該あつたかふれあいセンターの所在地を示す地図並びに平面図
 - 2 補助事業の工程表（間接補助金の場合は間接補助事業の工程表）
 - 3 市町村の歳入歳出予算書抄本

第3～4号様式及び別紙4-1、4-2 省略

別紙4-3

平成28年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業完了報告書

市町村名： _____

整備の内容	
複合的サービス提供の 実施（予定）状況	
整備した施設の概要	
施設整備の実施主体	
所在地	
施設の名称	
新設・改修の別	新設 ・ 改修 ※新設の場合は福祉避難所に指定したことを証明できる書類を添付。
建物の構造	() 造 () 階建
建物の面積	建築面積： () m ² 延床面積： () m ² ※同一建物の中にあつたかふれあいセンター以外の施設等が併設される場合 うち、あつたかふれあいセンター部分の延床面積： () m ²
敷地面積	() m ²
建物の所有関係	建物の所有（予定）者： ()
敷地の所有関係	敷地の所有者： ()
支出済整備 費総額	工事費
	その他
	計
施工期間	契約年月日
	着工年月日
	完成年月日
その他共用施設の設備状況	※具体的な内容と面積を記入してください。
消防用設備	

- (注) 市町村の歳入歳出決算（見込）書抄本及び次に掲げる書類を添えてください。
- 1 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分とし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し
 - 2 支払関連書類
 - 3 完了検査調書の写し
 - 4 工事出来高設計書
 - 5 完成写真
 - 6 平面図

第3～4号様式及び別紙4-1、4-2 省略

別紙4-3

平成28年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業完了報告書

市町村名： _____

整備の内容	
複合的サービス提供の 実施（予定）状況	
整備した施設の概要	
所在地	
施設の名称	
新設・改修の別	新設 ・ 改修 ※新設の場合は福祉避難所に指定したことを証明できる書類を添付。
建物の構造	() 造 () 階建
建物の面積	建築面積： () m ² 延床面積： () m ² ※同一建物の中にあつたかふれあいセンター以外の施設等が併設される場合 うち、あつたかふれあいセンター部分の延床面積： () m ²
敷地面積	() m ²
建物の所有関係	建物の所有（予定）者： ()
敷地の所有関係	敷地の所有者： ()
支出済整備 費総額	工事費
	その他
	計
施工期間	契約年月日
	着工年月日
	完成年月日
その他共用施設の設備状況	※具体的な内容と面積を記入してください。
消防用設備	

- (注) 市町村の歳入歳出決算（見込）書抄本及び次に掲げる書類を添えてください。
- 1 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分とし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し
 - 2 支払関連書類
 - 3 完了検査調書の写し
 - 4 工事出来高設計書
 - 5 完成写真
 - 6 平面図

第 5 ～ 7 号様式 省略

第 8 号様式 (第 13 条関係)

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

平成 28 年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金繰越承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定 (変更決定) を受けました補助金について、
下記理由により事業の繰越を承認されたく、平成 28 年度高知県あつたかふれあいセンター施設整
備事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額 円
- 2 補 助 金 額 円
- 3 繰 越 事 業 完 了 年 月 日 平成 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 平成 28 年度事業繰越計画書 (別紙 8-1)
(2) 繰 越 収 支 予 算 書 (別紙 8-2)
(3) 繰 越 理 由 (任意様式)
(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、関係資料

第 5 ～ 7 号様式 省略

(追加)

別紙8-1

繰越計画書

市町村名： _____

区 分		内 訳		
施 工 箇 所		郡	町	
		市	村	大字 字
建 物 面 積				
施 設 整 備 の 実 施 主 体				
事 業 実 施 期 間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
		全 体	年 度 内	繰 越
事 業 費		円	円	円
工 事 費	本 工 事 費			
計				

別紙 8 - 2

繰越収支予算書

市町村名： _____

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	年 度 内	繰 越
県補助金			
一般財源			
地 方 債			
そ の 他			
合 計			

2 支出の部

単位：円

区 分 (節別区分)	予 算 額	年 度 内	繰 越	積 算 根 拠
補 助 対 象 経 費				
補 助 対 象 外 経 費				
合 計				

第9号様式（第13条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）を受けました平成28年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金について、平成 年度終了時実績を、平成28年度高知県あつたかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業の実績（平成 年度）

交付の決定の内容			事業実施期間		年度内遂行実績 (事業進捗状況)
全体 事業費	補助対象経費	補助金 交付 決定額	事業着手 年月日	完成予定 年月日	
円	円	円			

3 添付書類（見積書の写し、工事の概要を確認することができる図面等）